

素案に対する主な意見の概要及び区の考え方（抄）

※中野区基本計画（素案）に関する意見交換会等実施結果 別紙1より該当部分を抜粋

項番	主な意見	区の考え方
政策8 まち全体の子育ての力を高める		
164	施策21の現状と課題5点目と施策の方向性に、就学や進学時の移行期支援という文言も入れてほしい。	医療的ケア児等支援については、就学や進学の移行期を含め、切れ目なく行うことが必要であると認識している。当該認識のもと、主な取組を記載している。
166	在宅レスパイト・就労等支援事業について、一部の訪問看護事業所からは、子どもが学校のバスに乗って校外学習に行く時に保護者代理人として付き添うことに関して、抵抗があると耳にした。訪問看護ステーションは、子どもに個別性があり、看護師がその子どもの状況をわかっているかによって違ってくるとのことである。今後、解決していくためには具体的な不安要素を明らかにし、成功例を共有することなどが必要ではないか。	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業については、学校等屋外におけるケアの拡充を計画している。この拡充の中で、訪問看護事業所と課題を共有し、段階的に実施していきたい。
167	学校等屋外におけるケアの拡充は特別支援学校だけではなく、未就学児や18歳以降の人に対してもステップを踏んで進めて欲しい。	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業については、学校等屋外におけるケアの拡充を計画している。この拡充の中で、訪問看護事業所と課題を共有し、段階的に実施していきたい。
168	施策21主な取組③の主な事業「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業」について、サービスを利用したいと思ったときに、訪問看護の手配ができず利用できなかった経験がある。区内の訪問看護事業所に対し、本事業の促進をするとともに必要な支援を行ってほしい。	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業については、学校等屋外におけるケアの拡充を計画している。この拡充の中で、訪問看護事業所への支援も検討している。
169	18歳以降の医療的ケア者について、施策の中で触れられていないため、追加してほしい。5年間何もしないと状況が改善しないのではないかと不安がある。	伴走型支援として、18歳以降も継続的な支援が必要である。ご指摘を踏まえ、医療的ケア児支援に係る取組等について、医療的ケア者も含めた記載に修正する。
170	施策21主な取組③の主な事業「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業」について、学校等に加え、病院受診・入退院時のサポートや、施設通所などの医療的ケア児の送迎支援もレスパイトの対象として位置付けてほしい。	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業については、学校等屋外におけるケアの拡充を計画している。この拡充の中で、訪問看護事業所と課題を共有し、段階的に実施していきたい。
171	来年度以降の医療的ケア児支援法の改正を見据えながら、障害の程度や本人の特性に応じ、医療的ケア児・者の外出支援を強化してほしい。	医療的ケア児・者の外出支援については、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業において、学校等屋外におけるケアの拡充を図る中で検討していく。この拡充の中で、訪問看護事業所と課題を共有し、段階的に実施していきたい。
172	医療的ケアを要する重症心身障害児（者）がきょうだいや友人と共に過ごせる環境を整備するため、障害理解を促進する教育の充実、ユニバーサルデザインを採用したプレイスペースの設置など、インクルーシブ社会の実現に向けた施策を積極的に講じてほしい。	医療的ケア児ときょうだいを含めた家族の居場所支援等については、医療的ケア児等支援地域協議会での協議を踏まえて今後検討を行っていく。加えて、実現可能な環境整備のあり方について、調査やヒアリング等を行い、教育や保育など他サービスとの調整を図りながら検討を行う。また、制度の拡充等について、国や東京都に求めていく。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。